

道 県 名	実 施 主 体 (医療機関数)	過大に支払わ れていた医療 費の件数	過大に支払わ れていた医療 費の額	不当と認める 国の負担額	摘 要
山 形 県	3 市町等 (3)	369	9,468	3,429	①②
栃 木 県	13 市町等 (5)	1,382	15,856	5,979	①②③
埼 玉 県	1 広域連合 (1)	48	9,928	3,712	③
神 奈 川 県	26 市区等 (6)	2,650	37,184	13,827	②③
富 山 県	1 広域連合 (1)	52	3,736	1,390	③
岐 阜 県	18 市町等 (7)	2,428	50,416	18,097	①②③
静 岡 県	24 市区町等 (5)	2,455	35,291	12,295	②③
愛 知 県	3 市等 (4)	3,926	21,611	8,460	①②③
滋 賀 県	8 市等 (4)	609	35,689	12,657	①②
兵 庫 県	29 市町等 (21)	5,554	121,740	45,753	①②③
鳥 取 県	6 市町等 (2)	173	8,053	2,990	①②
広 島 県	9 市等 (6)	733	40,408	15,424	①②③
鹿 児 島 県	3 市等 (3)	515	48,281	18,232	①②
計	181 実施主体 (102)	31,245	817,693	311,036	

注(1) 計欄の実施主体数は、道県の間で実施主体が重複することがあるため、各道県の実施主体数を合計したものとは一致しない。

注(2) 摘要欄の①から③までは、169 ページの 2(3)の検査の結果の診療報酬項目の別に対応している。

補 助 金

(69)
(183) 補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省
	(項)感染症対策費
	(項)医療提供体制基盤整備費
	(項)医療保険給付諸費
	(項)生活保護等対策費
	(項)障害保健福祉費
	(項)介護保険制度運営推進費
	(項)児童福祉施設整備費
部 局 等	厚生労働本省、近畿厚生局、24 都道府県
補助等の根拠	国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)、生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)等、予算補助

補助事業者 (事業主体)	都、道、府1、県19、市33、区8、町3、村1、広域連合1、独立 行政法人2、団体等7、計77補助事業者 (都、道、府1、県11、市33、区8、町3、村1、広域連合1、独立 行政法人2、団体等7、計69事業主体)
間接補助事業者 (事業主体)	市14、独立行政法人2、団体等21、計37間接補助事業者
国庫補助金等	生活扶助費等負担金等、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付 金(医療分)、国民健康保険の財政調整交付金等
上記の国庫補助 金等交付額の合 計	712,376,624,622 円
不当と認める国 庫補助金等交付 額の合計	4,006,694,684 円

1 補助金等の概要

厚生労働省所管の補助事業等は、地方公共団体等が事業主体となって実施するもので、同省は、この事業に要する経費について、直接又は間接に事業主体に対して補助金等を交付している。

2 検査の結果

本院は、合规性等の観点から、補助金等の交付額の算定が適切に行われているかなどに着眼して、43 都道府県、454 市区町村、6 一部事務組合、17 広域連合、3 独立行政法人、19 国立大学法人及び187 団体等において、実績報告書等の書類によるなどして会計実地検査を行った。このほか、一部の地方公共団体等について、資料の提出を求めてその内容を確認するなどして検査した。

その結果、14 都道府県、58 市区町村、1 広域連合、2 独立行政法人、28 団体等、計103 事業主体(うち3 事業主体が補助事業者と間接補助事業者の両方に該当する。)が生活扶助費等負担金等、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)、国民健康保険の財政調整交付金等を受けて実施した事業において、補助金等が過大に交付されているなどして、これらに係る国庫補助金 4,006,694,684 円が不当と認められる。

これを補助金等別に掲げると次のとおりである。

- (1) インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金(インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診療・検査体制確保事業及びインフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診療・検査体制確保事業実施医療機関支援事業)が過大に交付されていたもの

7 件 不当と認める国庫補助金 769,169,000 円

ア 確保補助金

インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金(インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診療・検査体制確保事業)(以下「確保補助金」という。)は、インフルエンザ流行期に備えて、インフルエンザ流行の規模が予測できない中で、多数の発熱患者等が地域の医療機関において適切に診療・検査を受けられる体制を確保することにより、感染症対策の強化を図ることを目的として、都道府県の指定を受けた診療・検査医療機関が、発熱患者等専用の診察室(時間的・空間